

令和 8 年 8 月 17 日

お 知 ら せ

担 当 課	環 境 管 理 課
担 当 者	大 気：竹 本（内線3068） 水 質：井 戸（内線3062） 化学物質：佐々木（内線3072）
直通番号	086-226-7302（大 気） 086-226-7301（水 質） 086-226-7305（化学物質）

令和 7 年度大気及び水質等測定結果を取りまとめました

県では、県内の環境の状況を把握するため、大気及び水質等の状況を継続的に測定していますが、令和 7 年度の結果は、次のとおりでした。

【(※) を付している項目は、岡山市及び倉敷市の調査分を除く。】

1 環境大気

大気汚染防止法の規定により、岡山市、倉敷市等と協力し、県内 59 か所の環境大気測定局ごとに測定対象物質を定め、測定を実施した。

(1) 結 果

ア 二酸化硫黄等 5 項目は、全測定局で環境基準を達成した。

イ 光化学オキシダントは例年と同様、全測定局で環境基準を達成しなかった。

表 1 環境基準達成状況

大気汚染物質	測定局数	達成局数	達成率
二酸化硫黄	31	31	100 %
一酸化炭素	8	8	100 %
浮遊粒子状物質	46	46	100 %
光化学オキシダント	43	0	0 %
二酸化窒素	46	46	100 %
微小粒子状物質 (PM2.5)	27	27	100 %

(2) 今後の対応

ア 光化学オキシダントは、引き続き原因物質である窒素酸化物等の削減対策、高濃度時の主な工場への排出量の削減要請、メール配信サービス等を活用した県民への迅速な周知を行う。

イ 微小粒子状物質 (PM2.5) は、今後も継続的に全測定局で環境基準を達成できるよう農業団体等と連携した稲わらの野焼きの削減に向けた啓発等の取組を行う。

2 有害大気汚染物質等 (※)

大気汚染防止法の規定により、県内 4 地点で、国が定めるジクロロメタンなどの優先取組物質等 22 物質の測定を実施した。

(1) 結 果

ア 環境基準設定物質 (4 物質) は、全地点で環境基準を達成した。

イ 指針値設定物質 (11 物質) のうち 10 物質は、全地点で指針値に適合してい

たが、ひ素及びその化合物は玉野市の日比大気測定局で適合していなかった。

ウ その他7物質は、例年と比べ大きな変化はなかった。

(2) 今後の対応

ひ素及びその化合物は、引き続き日比地区で周辺環境の詳細調査を実施し、発生源と考えられる事業者に対して排出抑制対策を指導していく。

3 公共用水域の水質

水質汚濁防止法の規定により、国、岡山市及び倉敷市と協力し、県内52水域160地点で、健康項目(カドミウム等27項目)、生活環境項目(BOD、COD等13項目)、要監視項目(クロロホルム等32項目)の測定を実施した。

(1) 結果

ア 健康項目

全水域で環境基準を達成した。

イ 生活環境項目

(7) BOD(生物化学的酸素要求量)及びCOD(化学的酸素要求量)

河川(BOD)は31水域中30水域で、海域(COD)は10水域中4水域で環境基準を達成した。湖沼・児島湖(COD)は環境基準を達成しなかった。

表2 BOD及びCODの環境基準達成状況

水域区分・項目		水域数	達成水域数	達成率
河川	BOD	31	30	96.8 %
湖沼	COD	1	0	0 %
海域	COD	10	4	40 %

(4) 全窒素及び全りん

児島湖の全窒素及び全りんは環境基準を達成しなかった。海域の全窒素及び全りんは8水域全てで環境基準を達成した。

表3 全窒素及び全りんの環境基準達成状況

水域区分・項目		水域数	達成水域数	達成率
湖沼	全窒素	1	0	0 %
	全りん	1	0	0 %
海域	全窒素	8	8	100 %
	全りん	8	8	100 %

(7) 全亜鉛等3項目

いずれも測定した海域の3水域全てで環境基準を達成した。

ウ 要監視項目

指針値が設定されているクロロホルム等30項目のうち、ウランが海域11地点で指針値をわずかに超過した。

P F O S・P F O Aを含むその他29項目は、いずれも指針値に適合していた。

(2) 今後の対応

水質総量削減計画、児島湖に係る湖沼水質保全計画に基づく工場・事業場排水対策、生活排水対策などの取組により、環境基準の達成率の向上を図る。

4 地下水の水質

水質汚濁防止法の規定により、岡山市及び倉敷市と協力し、環境基準項目(カドミウム等28項目)、要監視項目(クロロホルム等25項目)の測定を実施した。

(1) 結 果

ア 概況調査

31地点のうち1地点（瀬戸内市邑久町）でひ素が環境基準を超過した。

イ 継続監視調査

3地点（岡山市、倉敷市及び井原市）で、トリクロロエチレン等が依然として環境基準を超過していた。

(2) 今後の対応

概況調査で環境基準を超過した地点は、汚染範囲及び原因究明調査を行った結果、自然由来と判断されることから調査を終了する。

継続監視調査を行った地点は、引き続き調査を継続する。

5 ダイオキシン類（※）

(1) 環境測定

ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、大気8地点、公共用水域水質25地点、公共用水域底質14地点、地下水質12地点及び土壌12地点について測定を実施した。

ア 結 果

全地点で環境基準を達成した。

イ 今後の対応

引き続き測定を実施し、環境の汚染状況の把握に努める。

(2) 事業者による測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、事業者から報告のあった測定結果を公表する。

ア 結 果

排出ガス(84施設)及び排出水(2施設)の全てで排出基準に適合していた。

イ 今後の対応

引き続き事業者に対して施設の適正な使用、維持管理を指導する。

6 化学物質環境モニタリング調査（※）

化学物質(残留性有機汚染物質等20物質群)の環境中の存在状況を把握するため、公共用水域水質15地点及び公共用水域底質7地点で測定を実施した。

(1) 結 果

水質から計10物質群、底質から計12物質群が検出された。測定を実施した化学物質の人体への影響は未解明な部分が多く評価を行える状況にはないが、今回の測定値は、環境省等の全国調査結果の範囲内であった。

(2) 今後の対応

引き続き測定を実施し、実態の把握に努める。

7 アスベスト（※）

一般環境大気中の状況を把握するため、7地域14地点で濃度調査を実施した。

(1) 結 果

全地点で総繊維数濃度が1本/L未満であった。

(2) 今後の対応

引き続き調査を実施し、実態の把握に努める。